

東京都ひきこもりに係る支援協議会
ひきこもり等支援プログラム検討部会
(令和4年度第1回)

令和4年10月13日

(午後6時01分 開会)

○小澤生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回東京都ひきこもりに係る支援協議会のひきこもり等支援プログラム検討部会を開会いたします。

本部会は、中高年層を含めた全世代が安心して利用できる多様な社会参加の場の充実を図ることを目的といたしまして、現行のひきこもり等の若者支援プログラムの見直しに向けた意見交換等を行うため、東京都ひきこもりに係る支援協議会設置要綱の第6条に基づきまして設置するものです。

本日の開催に当たりまして、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席くださいますこと誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めます生活福祉部生活支援担当課長の小澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の会議資料でございます。資料1から資料6まで事前に送付しております。議事の都度、落丁等ございましたらお申し出いただきたいと思ひます。

また、本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点で、ウェブ会議形式による開催とさせていただきます。協議会設置要綱第9条によりまして、会議は公開で行います。

また、本日多くの傍聴の方がいらっしゃいます。会議資料及び議事録につきましては、後日、ホームページに掲載させていただきます。

委員の皆様が御発言される際は挙手していただきまして、部会長から指名されましたら、マイクのみュートを解除した後に、御所属とお名前をお願いいたします。続けて御発言をお願いいたします。

また、発言が終わりましたら再度マイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

接続状況を考慮してビデオを停止される場合には、チャットを使用してお知らせいただきたいと思ひます。接続状況が悪い場合にはビデオを停止していただくか、一度退室して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

続きまして、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

資料2、東京都ひきこもりに係る支援協議会ひきこもり等支援プログラム検討部会の委員名簿を御覧いただきたいと思ひます。

名簿の順番に御紹介させていただきます。

社会福祉分野から中島委員。精神医療の分野から斎藤環委員。家族会から上田委員。当事者団体から林委員。地域福祉分野で森委員でございますけれども、本日は御欠席との御連絡をいただいております。それから、保健・医療の分野で西委員。就労支援の分野で遠藤委員。民間支援団体から河野委員、井利委員。教育の分野から小野島委員にそれぞれ御出席をいただいております。ありがとうございます。

続いて、東京都の出席者を御紹介させていただきます。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 よろしく申し上げます。

○小澤生活支援担当課長 なお、福祉保健局の関係各部に加えまして、産業労働局、教育庁、生活文化スポーツ局からも出席させていただいております。

それでは、ここで高橋生活福祉部長より御挨拶をさせていただきます。

○高橋生活福祉部長 生活福祉部長の高橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の福祉保健医療行政に多大なる御協力をいただきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日は御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今年度8月1日に、令和4年度第1回の東京都ひきこもりに係る支援協議会を開催いたしました。この支援協議会では、ひきこもりに関する広報部会での議論の結果を共有いたしますとともに、年齢にかかわらず切れ目のない、きめ細やかな支援、また当事者や家族のそれぞれの状況に応じた支援の在り方などについて、委員の皆様より様々な御意見、また御提案をいただいたところでございます。

さて、都におきましては令和元年度から福祉保健局においてひきこもりに係る事業を所管し、KHJ全国ひきこもり家族会連合会と連携したピアオンライン相談の実施や多職種専門チームの設置、民生・児童委員向け研修の実施、都内全区市町村のひきこもりに関する相談窓口の明確化など、中高年層の方も含めた支援施策に取り組んでまいりました。

提言では、ひきこもりに係る支援の充実に向けて、普及啓発、情報発信、切れ目のない支援体制の整備のほか、一人ひとりの状態、状況に応じたきめ細かな支援という視点を掲げ、多様な社会参加の場の充実という取組の方向性を示しております。

本支援プログラム検討部会は、これらの提言を踏まえ、現行の若者、自立支援のために開発されましたひきこもり等の若者支援プログラムについて意見交換を行い、見直しの方向性等について整理・共有するため、東京都ひきこもりに係る支援協議会設置要綱第6条に基づき設置するものでございます。

本日は第1回の開催となります。委員の皆様には専門的な視点で、あるいは当事者の目線、家族の目線で現行支援プログラムに関し忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

都といたしましては、中高年層も含めた全世代が多様な種類の団体や支援の方法、リアル・オンラインから、それぞれの状況と心情に合った居場所や活動の場を選択し、自己肯定感、また自尊感情を取り戻しながら生きる意欲を高め、社会とつながることのできる地域社会の実現を目指しております。

2回のこの部会での議論につきまして事務局で整理し、支援協議会に報告した後、支援プログラムを改定する予定でございます。

改定後は、改定した支援プログラムの方針に沿った支援を行う団体を、既に今20の登録団体がございますけれども、それに加えまして追加登録を行っていく予定でございます。

こうした取組によりまして、多種多様で、かつ安心して御相談できる都内の支援団体を増やし、そういった団体を都が積極的に公表、発信し、既存の地域資源を活用した社会参加の場の充実に向けた取組を推進してまいります。

皆様のお力添えを賜りますようお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○小澤生活支援担当課長 続きまして、部会長の選任についてでございます。

協議会設置要綱の第7条によりまして、委員の皆様で部会長を互選していただきたいと存じますが、いかが取り計らいますでしょうか。

斎藤委員、お願いたします。

○斎藤委員 筑波大学の斎藤でございます。

会長互選について提案させていただきたいと思っております。

本部会の会長にはコミュニティソーシャルワーク、福祉教育、権利擁護、災害支援、生活困窮者支援が御専門で、長年にわたり地域福祉に従事されてきた文京学院大学の中島委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 ただいま、斎藤委員より、部会長には中島委員をとという御提案がありましたが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

それでは、中島委員に本部会の部会長をお願いしたいと存じます。中島部会長、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、中島部会長から一言御挨拶をいただければと思っております。

○中島部会長 皆様から部会長に選んでいただきました文京学院大学の中島でございます。

先ほど部長の御挨拶にもありましたけれども、今回のひきこもりの支援プログラムの部会においては、年齢の制限を設けないということが重要なことの一つであると同時に、今までの提言にも皆様でまとめてきたものにありますように、ひきこもり本人、そして家族、この考え方を重視したプログラム、こういったものを考えていくことが重要な柱になると、私としては考えております。

一方で、今、現場でひきこもりの相談に当たっている専門職の皆様方も、その対応、課題に悩んでおられるという声も聞こえてきております。こういった双方の視点からしっかりと皆様方が自由に意見を出せるように、そういったコーディネート、役割を果たしていければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

次に、副部会長の選任についてでございます。

協議会設置要綱第7条第3項によりまして、部会長に事故があるときはあらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理することとなっております。中島部会長に御指名いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○中島部会長 それでは、私から指名させていただきたいと思います。

長年、精神医療分野において、当事者の治療や御家族への対応に携わってこられ、現在は不登校、社会的ひきこもりなどに関する精神医学的な評価と支援の在り方を研究テーマとされ、有効な支援の確立に向けて御尽力されている、本当に皆様よく御存じの精神科医の斎藤先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

それでは、斎藤委員に副部会長をお願いしたいと存じます。斎藤副部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、斎藤副部会長より、一言御挨拶をお願いいたします。

○斎藤副部会長 副部会長に選任していただきました、斎藤でございます。

私はひきこもり対策としては、一貫してアンチ・スティグマということを考えておりましたけれども、今回のガイドラインでは、特に当事者の尊厳という点が強調されている点と、それから、若者支援にこだわらずに全年齢を対象にした点が非常にすばらしいと感じております。また、ガイドラインという、プログラムより緩やかな形式も評価できると感じております。

副部会長というのは多分な重責ではございますけれども、長年ひきこもり治療的支援に関わってきた経験を生かしまして、精いっぱい努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

では、これ以降の進行を中島部会長にお願いいたします。

○中島部会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず最初の議事ですけれども、ひきこもり等の若者支援プログラムの改定についてということになります。

それでは、事務局からよろしいでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 はい。それでは御説明させていただきます。

資料3、4、それから資料5に基づいて、御説明させていただきたいと思います。

まず、資料3を御覧いただきたいと思います。

こちら、現在のひきこもり等の若者支援プログラムについてまとめた資料でございます。現在のプログラムは、平成19年度に実施いたしました「若年者自立支援団体実態調査」の結果等を踏まえまして、支援の現状と課題、解決の方向性といったもの

を整理いたしました。こちらを平成22年度に確立したということで、その経緯が左の下の図にまとめてございます。

このプログラム、右側にありますように目指すべき方向性ですとか、概括的な手段・方法等を提示したものでございます。そして、ひきこもり等の若者の自立支援を図ることを目的としたものでございます。

このプログラムに基づいて、東京都は「東京都若者社会参加応援事業」を実施しているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

東京都若者社会参加応援事業とこのプログラムの関係でございます。

東京都は、平成23年度からこのプログラムに沿った活動をされるNPO法人等の民間支援団体等を登録いたしまして、都民等に周知する「東京都若者社会参加応援事業」を開始したところでございます。

左にございますように、現在、20団体に登録をしていただいて、周知しているところでございます。

今回、右側、現プログラムの見直しの方向性ということで、東京都として見直しを行いたいと考えておりますけれども、一つ目は、今のプログラムの対象者がひきこもり等の状態にある若者の15歳からおおむね34歳までを想定しているものでございます。こちらを中高年層を含めた全年齢の当事者・家族が利用できるものとするのと、家族も支援対象であることを明確にしたいと考えています。

2点目は、20団体以外にも地域には多様な資源があると考えていまして、当事者・家族は、それぞれ状態や状況は異なります。当事者の自主的な活動ですとか、地域家族会も含めて、多様な社会資源を受容するものとしたと考えています。

三つ目でございます。東京都の実施した調査でも、悪質な民間事業者の利用ですとか、トラブルによる相談が寄せられていることを確認したところでございます。安心して利用できる地域資源をより多く登録いたしまして、当事者・家族が安心して利用できる選択肢を広げたいと考えています。

資料4を御覧いただきたいと思えます。

見直しまして、表題にありますように「仮称：ひきこもり等支援ガイドライン」といたしました。こちらにしていきたいと考えています。

令和4年度現在、先ほども申し上げたとおり、ひきこもり等の若者支援プログラムと、それに基づく若者社会参加応援事業を実施しております。

これに対しまして、この部会で見直しに向けた検討をしていきたいと考えておりますけれども、4点ございます。中高年層を含めた全年齢の当事者・家族が利用できるようなものとしたというのが1点目。

2点目は、当事者の自主的な活動ですとか、地域家族会も含めた多様な社会資源を受容するものとしたということ。

3点目は、当事者・家族が安心して利用できる居場所等の選択肢を広げたいということ。

4点目は、一定のスキルとモラルを持つ事業者に関する情報を発信したいという、四つの観点での検討を行えたらと考えてございます。

こちらで検討した結果、右側にあるように提言の理念を反映した「(仮称)ひきこもり等の支援ガイドライン」というものを東京都として策定しまして、家族を含む全世代を対象として、支援の目標を自立支援とするのではなく、当事者や御家族の尊厳と自己肯定感の回復といったところを目的としたいと考えております。

そして、全世代を対象とした社会参加応援事業ということで、来年度以降、開始しまして、安心して利用できる地域資源をより多く登録し、当事者・家族が利用できる様々な種類、方式(リアル・オンライン等)の支援の選択肢も広げていきたいと考えています。

続きまして、資料5のうち、新旧の比較表、5-2を御覧いただきたいと思います。

こちらの比較表は、右側に現行の若者支援プログラムを載せておりまして、左側に事務局の案、支援ガイドラインの案を載せてございます。

簡単に御説明させていただきます。

左側のガイドラインですけれども、まず「はじめに」ということで、現行のプログラムの経緯を述べた後、平成31年度から福祉保健局で事業を所管したというところから提言で「一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援」として挙げるということでの今後の方向性を、その後並べてございます。

考え方で示しているのは5点でございます。1番目は、当事者一人ひとりの尊厳を守る。2番目は、地域の理解者や協力者を広げる。それから3番目、「当事者本位」の視点を徹底する。4番目、家族支援を推進する。5点目、当事者の多様性に合わせ、寄り添う。この5点を提言から引いたものを、まず「はじめに」に並べてございます。

次に、2の位置付けの部分でございます。

位置付けの(1)ですが、旧プログラムでは、(1)にありますように、目指すべき方向性ですとか概括的な手段・方法等を提示する内容という位置づけでしたが、左側の(1)にありますように、本支援ガイドラインの方針に沿った支援を行う民間団体を登録しまして、区市町村や都民に広く周知する。そのことによって、安心して利用できる民間団体の選択肢を広げたいと考えています。

(2)で重要なポイントを並べております。支援にあたって、当事者の自己決定の最大限の尊重をしていくことや、常に当事者本位の視点を徹底すること、それからストレングス視点で支援を行う、そういったことが必要ということに記載しています。

(3)でございます。(3)では、ガイドラインについては、各支援団体の多様性を損なわず、各支援団体の取組を推進するものと、そのように位置づけたいと思います。

(4) のガイドラインの構成でございますけれども、「1、相談・支援」「2、自宅以外の居場所の提供」「3、社会参加への準備支援」、3種類の内容で構成いたします。こちらで、当事者・家族の状況や心情に寄り添った支援を継続して行うといった視点でガイドラインをまとめたいと考えています。

次に、3の留意事項でございます。

留意事項では(1)から(5)まで記載しております、(2)のガイドラインの対象者ですが、右側の現行のプログラムでは、ひきこもり等の状態にある若者を対象としていたのに対しまして、左側では、ひきこもり等の状態にある都民及びその御家族、ごきょうだいというところを想定したいと考えています。

新しいガイドラインの(3)ですけれども、様々な関係機関との連携ということで、多様な関係機関が相互に連携して「切れ目のない支援」を行うことが重要ということを記載しています。

(4)でございます。次のページの(4)ですけれども、広域連携の視点ということで、地域資源を、居住地にかかわらず都民が利用できるようにする、こういった視点も重要ということを記載しています。

(5) 家族に対する支援でございます。家族に対する支援のところでは、最初の相談者は家族であるというところの中で、家族全体が生きる意欲を回復することですとか、当事者と家族との間に信頼関係が構築されることで当事者支援の土台となることといったこと、それから、「一方で」の後ですけれども、当事者だけでなく家族も支援を必要としているといったことを記載してございます。

4の「終わりに」までで、こちらガイドラインの前文的な位置づけでございます。

目次を挟みまして、本文の説明をさせていただきたいと思えます。

ガイドラインの本文の第1の「目的」でございます。

現プログラムでは、若者の自立支援を図ることを目的とするものでございますけれども、左側、新しいガイドラインでは、ひきこもり等の状態を問題視するのではなくて、当事者や御家族の尊厳と自己肯定感の回復を図ることを目的とする、そういったことを記載し、そのイメージ図を載せています。

次に、第2、支援ガイドラインの概要でございます。

現行の右側のプログラムでは、体系的・連続的な支援を行うプログラムであったものに対しまして、新しいガイドラインのほうでは、一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援を行う際のガイドライン、考え方を広げるような記載にしています。

その後、三つの形が出てくるわけですけれども、No. 1のところは、現行のプログラムでは訪問相談・支援といたしまして、自宅等を訪問しての外出に向けた働きかけの実施となっていたところを広げまして、対面、電話、電子メールやSNS、オンライン、アウトリーチによる訪問相談と、相談支援を広く捉える形にいたします。

続きまして、2の自宅以外の居場所の提供ですが、こちらオンラインという考え方

を追加した上で、現行のプログラムにある通所型支援を中心とするといったところを削除するような形にしております。

3番目の社会参加への準備支援でございますけれども、こちらも同様に通所型支援を中心とするというのを削除する形としています。

ここまでが概要でございます。

次に、第3、各支援の内容のところに入ってまいります。

まず、【1】番目の相談・支援でございます。

相談・支援のところ、現行のプログラムでは（2）で支援の「目標」として、「本人が自宅から外出できるようになる。また、本人が適切な支援機関での支援を受けられるようになる」といったようなところを挙げているところですが、この「目標」を「目的」にしまして、「ひきこもりの状態を問題視するのではなく」、「一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援に結びつける」といったことと、御家族についても、「当事者を支える家族が落ち着き、心のゆとりを回復する」、そういったことを加えています。

（3）以降は、手段を増やしたところと、次のページ、ウの事前面接の中で、「『見立て』の実施、支援計画書・同意書の作成」とあったものを「事前面接等」として、必要に応じて行う形としております。

エの実施のところですが、こちらも「支援計画書」に基づいて相談に応じるといったところを電話や、来所など広く捉えた上で、枠囲みで、オープンダイアログを参考に記載をして、こういった考え方も相談支援の中で紹介するという形を取っています。

次のページでは、カの「他の支援機関等の紹介・誘導」となっているところを、「誘導」を取っています。

ほか、クの現行プログラムでは、「定期的な『支援計画書』の検証と見直し」となっているものを、左側のク、「家族全体の包括的なアセスメント」と記載を変えてございます。

飛ばしまして、（4）、（5）の辺りは、ガイドラインという形に変えることを念頭に置いた変更で、（6）の現行プログラムの「効果検証」を削除してございます。

ここまでが1番目の相談支援の新しいガイドラインの内容でした。

続きまして、2番の自宅以外の居場所の提供についての考え方です。

こちら、現行のプログラムでは（2）（3）と、支援と居場所の提供の中の「支援」という言葉を使っていますが、「支援」という言葉を「居場所の提供」と言い換えています。

こちら（2）の目的の中では、家族の居場所という考え方で、「当事者を支える家族が落ち着き、心のゆとりを回復する」といったところを追加しております。

それから、（3）「支援内容」を「居場所の提供」といたしまして、オンラインの

居場所も追加しています。

居場所については、ウの事前面接等のところは削除しまして、その代わりに、新しいガイドラインのエの「居場所における留意点」ということで、「(ア) 共通の留意事項」と「(イ) オンライン居場所における留意事項」を追加しています。

オ以下、現行のプログラムのオ、カ、キ、クですね、それから次のページ、ケのところまで、こちらは全部削除しています。

それから、(4)の「必要な施設・人員等」も、ガイドラインの中では、居場所の部分については削除して、「(5) 専門職からの意見聴取」「(6) 効果検証」といったところも削除しています。

ここまで、2の居場所の考え方、内容でした。

次に、【3】社会参加への準備支援の項目です。

社会体験活動を、今、主に実施しているところですが、ここも今までとおおむね考え方は変わりません。(2)の「目標」を「目的」に変えたり、次のページのウの事前面接の「支援計画書」を「アセスメント」に変えたり、エのところの実施のところも「『支援計画書』に基づく」を「段階に応じて、当事者の状況、意向等を踏まえた上で」と書き換えたり、次のページ、キの「定期的な『支援計画書』の検証と見直し」というのを、「家族全体の包括的なアセスメント」という形で整理しています。

また、21ページ目の効果検証も削除しています。

ここまで、新しいガイドラインの内容、三つの類型での内容の変更点を御説明しました。

次に、第4の共通留意事項、ここは一つ大きな点でございますが、1で、新しく「人権の尊重」という項目を加えました。こちら(1)で「基本的人権の尊重」としまして、「基本的人権を尊重すること」、「不当な支援を行わないこと」、「あらゆる暴力は認められない」ことなどを記載してございます。

次に、(2)で「当事者の意思の尊重」ということで、「当事者の意思を無視した支援を行ってはならず、目標設定を強制しない」、「当事者自身が選択できるようにする」ことや、「意思を尊重する前提として、当事者の意思決定や意思表示の支援当事者がニーズを表明できる環境づくりにも留意する」ことなどを追加しています。

それから、(3)で「透明性の確保」として、「当事者や家族からの求めに応じて、支援の状況等を適切に説明する」ですとか、「運営の透明性を高める」といったことを追加しまして、一定のモラルを満たす事業者を追加したいと考えています。

簡単ではございますが、事務局から一連の資料の説明をいたしました。以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

この間、中高年層を含めた全世代が安心して利用できる多様な社会参加の場の充実に向けた提言ということがされていたわけですが、この提言に基づいて、現在のひきこもり等の若者支援プログラムの見直しの方向性ということで御説明をいただいたと

いうことになります。

現在のひきこもり等の若者支援プログラムと、そのプログラムに沿って活動する民間支援団体等を登録して、都民に周知する、東京都若者社会参加応援事業及びプログラムの見直しの方向性、位置づけ、改正案ということの御説明ということになりました。ありがとうございました。

では、皆様から御質問、それから御意見など、本プログラムの改正案について、お一人5分程度で御発言をいただきたいと思っております。

それでは、名簿の順で、斎藤委員からよろしいでしょうか。

○斎藤副部長 はい。筑波大学の斎藤です。

先ほど申しましたように、プログラムよりも緩やかなガイドラインという方向でまとめていくという方針は非常に賛成でありまして、自治体がNPOの活動と結びついて範囲を広げていく、多様性も確保しながら活動のリーチを広げていくということは非常にすばらしいと感じております。

私の見落としかもしれないんですが、私自身はひきこもり支援について、三つの柱があると考えておりまして、一つは相談窓口ですよね。もう一つが居場所。もう一つ、非常に大事なのが家族会があると思うんですが、家族会に関しては今回は含めない方針なのかなと、ちょっと疑問に思っておりました。

家族会は入り口として非常に大事な部分でもありますので、こういった団体も数多く存在しますし、そういったものに関しても何がしかのガイドラインの文言があってもいいのかなと感じましたので、それを申し上げておきます。

それから団体を、ある意味お墨つきを与えるという機能になると思うのですが、あまり考えたくないことですが、時には不祥事を起こす団体というのがあるわけですね。そういった不祥事を起こした団体を、このリストに載せたままにしておくのか、外すのかみたいな判定をどのように進めるのかという基準も、ある程度示されていたほうがいいんじゃないかと感じております。

それから、このリストに載りたいという要望が出た場合に、誰がどんなふうに判定するのかという基準みたいなものがあるかどうかということも大事かと思っておりますので、その辺ももう少し明確化してもいいのかなということを考えております。

最後です。最近、どことは言いませんが、いろいろな自治体がひきこもりの現状を把握すると称して戸別訪問したりとか、調査票を送ったりとかやっていますけれども、私から見ると、ちょっと研究倫理上問題があるような調査法を取っているところも結構あるようにお見受けします。

これは今回のガイドラインの趣旨とは外れるかもしれませんが、広く見れば調査も支援ですよね。その支援の在り方の一つとしての調査の倫理性みたいなものをどう担保するかということについて、どこかで触れていただきたいかなということをおもいましたので、最後に触れておきます。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。大切な御指摘を幾つもいただいたと思います。

それでは続いて上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ガイドライン、家族支援の推進と家族全体の包括的アセスメントですね。

中高年層を含めたガイドラインということで、この点も家族会としては非常にありがたいと感じております。

この資料4のほうに当事者の自主的な活動や地域家族会も含めた多様な社会資源を受容する必要があると書かれておまして、ここの地域家族会というところは、今、ガイドラインでいう居場所というところの資源とみなして読ませていただきましたが、それでよろしいかどうか。

今都内では、地域家族会がちょうど30、ネットワークとしてできたところでございます。

本当に入り口ですね。これは本当に様々な御家族から聞かれますが、もっと早くこの情報にリーチできていれば、もっと早くこの家族会に、こういうところがある、こういう方法というか、家族もどうしたらいいか分からないというところでありますので、本当に最初の親子関係がこじれる前に早く知っておきたかった。これは不登校のほうからも早くそういった教育相談につながっている御家族と、つながれなかった御家族でやはりとても差が出てきているなど家族会で皆さんのお話を聞いていても思うところですので、その入り口となる資源を明確にガイドラインでも打ち出していきたいと思っております。

家族にも支援が必要だと明言されたということも非常にありがたいと思っておりますけれども、ぜひ資源の一つとして、地域家族会にまず足を運んでいただきたいというところですね。

もう一つは、中高年を含めたといったところで今回、家族及びきょうだいという文言が入ったかと思えます。

きょうだいににつきましては毎月、兄弟姉妹の会というのをKHJでも行っているんですけども、非常に相談場所がない。まさにつながる、最初の一步の資源がないというところは、とても切実に感じております。

そういったところで、このガイドラインにも居場所のところで、きょうだいの相談やきょうだいが集える場所、こういったところを明確に示していただいて、少しでもきょうだいが集える会が増えてほしいと思っております。今、豊島区で毎月1回やっておりますけれども、都外から来られる方も多くて、そういう資源がないということを感じております。

もう一つ、これも私が読み落としているかもしれませんが、やはりKHJの調査でも、医療につながりたくてもつながれていないという方が、全国の家族会調査ですが、4割を超えているという結果が出ておまして、相談支援というところに、ここに

ながる、本当に必要な支援に、特に医療ですよね。どういうふうにつながっていったらいいのかというところ、訪問診療も、やはりまだまだ家族からのニーズは多くありますので、こういったところも、ちょっと今回の趣旨とは異なるかもしれませんが、家族会のイメージとしては非常に多くあるところ。「来てください」では行けないということですね。

先ほどの人権の問題もそうですが、民間の支援機関の支援員の人がどういう理念を持って、どういうまなざしで当事者や家族に関わろうとしているかは、支援機関のパンフレットを見ただけでなかなか分かりづらいといったところが。

民間の支援の人も、まだまだゴールに向かって、目標に向かって、自立に向かおうというゴールありきの支援が多いかと思えます。今回、自立支援という言葉がなくなる提案になっていますけれども、どういったところで支援機関の理念を、先ほど齋藤委員からもお墨つきというのもありましたけれども、図っていくのかなというところは疑問なところもありますし、お示しいただけたらいいなと思っております。

以上となります。ありがとうございました。

○中島部会長 ありがとうございます。

地域家族会のところですか、あるいはきょうだい支援の視点ですか、医療がつながっていないのですとか、あるいは団体のところなど齋藤委員の話とも関連させてお話をいただいたと思います。ありがとうございました。

それでは引き続き、林委員、お願いいたします。

○林委員 林です。よろしくお願いします。

私からは4点、お伝えしたいことがあります。

まず資料5-1、支援ガイドライン（案）の6ページの一番上の「社会参加への準備支援」のところ、上から3行目ですね。「生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を」というところがあるんですが、この能力という言葉にちょっと私は引っかかりを覚えていて、能力ではなくてスキルとしていただくほうが。何か、いかにも能力のない人に対して何かをするというような印象がしたので、できればスキルに変えていただいたほうがいいのかなと思いました。

それから、一つページを戻りますが5ページ目の訪問相談、アウトリーチについてですが、ここに、「本人の同意がある場合のみ行う」というのを入れていただけないかなと思います。あくまでも家族の要望に応じて、その家族のために行くのであればいいですけども、本人の同意がないのにアウトリーチをするというのは、やはり行わないほうがいいと思いますので、そこは注意事項として入れていただきたいなと思いました。

それから、今回のこの支援プログラムというのが、私がよく分かっていないのかもしれないのですが、この支援プログラムに登録した団体が、このガイドラインに沿ってこの支援を行うということなんでしょうか。

その場合、例えば家族会や当事者団体が登録した場合に、このガイドラインに沿ってそれを行うという場合に、「同意書の提出により承諾を得る」というのがありますよね。これをしないといけないのかというところが、少し分かりません。この同意書の提出により承諾を得ることが、当事者にとってかなり心理的なプレッシャーかつハードルになるのではないかなという懸念がちょっとありましたので、そこをお聞きしたいと思います。

もう一点、質問なんですけれども、今回のこのガイドラインを拝見して、最も私が強く思ったのは、これがどれくらい今後周知されていくのかということなんですよね。

といいますのは、現行のこれまでの支援プログラムについて、私はこの委員会に参加させていただくまで、こういうことを東京都がやっているということを知りませんでしたし、少なくとも私の周りで東京都のこのプログラムについて話題に上ったということがないんですよね。

例えば昨年度、このプログラム、いつのでもいいんですけれども、利用者数がどれくらいなのかということをお聞きしたいなと思いました。

先日も、東京都の精神保健福祉センターに伺ったときに聞いた相談件数が、あまりにも少なくて驚きました。東京都の人口を考えたら、もうその何十倍もいていいはずなのに、非常に少ないというところがとても気になります。

ですので、今回のこれが新しくなったときに、どのくらい当事者と家族にしっかりと届けられるのかというところが、一番重要だなと思いました。

先ほど読み上げていただいたこの比較表ですよね。これを見ても、私はとても大きく変わったなと。それも本当にその当事者の側に立った、非常に温かみのあるといいますか、寄り添った内容に本当になったということは、とても私はうれしく思っています。だからこそ、それをきちんと届けていくということが必要ではないかなと感じました。

最後にもう一点ですが、これは今日の話とずれてしまうかもしれないんですが、広域でというようなお話もありました。

現在、私たちは東京都内の六つの市区で、ひきこもり女子会を連携事業としてやっているんですけれども、来年度以降、なかなか予算が難しいというようなお話もあって、東京都さんにぜひこの辺りも支援していただきながら、広域で当事者会が開けるようになっていったらなということも、今思っているところです。

ありがとうございました。以上です。

○中島部会長 ありがとうございました。

では幾つか御質問がありましたので、事務局のほうから少しお答えいただくことは可能でしょうか。お願いします。一つは、まず広報についてですとか、幾つかありましたので、お願いします。

○小澤生活支援担当課長 ここまでありがとうございます。

斎藤委員、上田委員、林委員のところから、幾つかお話をさせていただきたいと思
います。

まず斎藤委員、上田委員、共通した、家族会の位置づけですよね。上田委員がおっ
しゃるとおり、居場所のところですか、あるいはその相談支援をやってくださると
ころとか、今も登録団体、同じ団体が訪問相談と居場所と社会体験活動と三つ登録し
たりしているんですね。

それぞれの団体さんのやっていることに応じて、この類型で登録をさせていただき
たいと考えておまして、まさに地域家族会をぜひ登録させていただきたいというの
が、東京都としての考えです。そういった整理です。

それから、斎藤委員からの御指摘が本当に非常に重要でして、これをどのように質
を担保していくか、どのように確認して登録していくかといったところです。

現行でいいますと、このプログラムがあって、プログラムに基づく社会参加応援事
業の中で基準を設けて、東京都に申請していただいた団体に対して、厳格な審査を
行って登録し、またその更新、3年更新といったところの中で確認させていただいて
いるところですが、新しい考え方の、今回、プログラムをガイドラインに変えて、こ
れを広げるような形にしたときに、現行の20団体には、また引き続き支えていた
だきながら新しい団体をどうやって確認しながら登録していくかも併せて考えていき
たいと思います。

この部会の中で、ぜひその辺もこうしていくといいというようなアイデアをいた
だけますと、非常に我々としても参考になりますし、事業の進め方で生かしてい
きたいと考えています。

斎藤委員から、自治体で行う調査での倫理性の話もありました。また、ちょっと違
いますけれども、林委員から訪問相談の場合の本人同意の問題もありました。その
辺、私どもとしても非常に共通していると思います。

提言の中で、アウトリーチをする場合の留意点ということで、そのことによって御
本人を傷つけてしまう、あるいは悪化させてしまうということを留意点として書い
てあるところですので、この点についても今回、林委員からいただいた意見などを参
考にしながら、また、斎藤委員からお話のあったような意見も協議会でも引き続
き議論できればと考えています。

それから、上田委員からございました、きょうだいの強調の部分ですね。こうい
った意見も非常にありがたいところがございます。本日はただ御意見もそうですし、
次回に向けてもそういった具体的な御意見をぜひいただきたいと考えてございま
す。

おっしゃるとおり、きょうだいというところで資源がなかなか不足しているんじ
ゃないかというようなところは、ぜひ何とか反映していきたいなと思ってございま
す。

それから、支援員の理念というお話が上田委員からございました。東京都として考
えていきたいことというのは、今までは若者の自立支援という効果をプログラムが認

めて、その効果的なプログラムを実施する団体というお墨つきという言葉で言いますと、そういう団体は若者社会参加応援団体として登録していたわけですが、今後、福祉保健局としてひきこもりの支援を考えていくに当たって、若者だけではなくて、一人一人全員違うわけですね。1,000人いたら1,000通りの方たちがいて、それぞれ支援の在り方というのも異なってまいります。

人権の尊重をできないような、そういった団体を東京都としては認めるつもりはないわけですが、そうではなくて、一人一人合った活動というのは多様だと思います。東京都としては、それぞれの団体さんは、それぞれ合った利用者さんがいると思います。そういったことを大事にしつつ、若者の自立支援だけではない、特に地域家族会ですとか、ひきこもりUX会議さんのような様々な団体が今、東京都として登録できていないわけですから、こういったものを登録できるように広げたいと、そういった趣旨です。

それから、林委員の問いかけが、これもまた非常に重要なポイントでございまして、登録した団体がこのプログラムを守るのかといったお話でした。

現行のプログラムは、若者の自立支援に効果的なプログラムを実施する団体ですから、団体はこのプログラムをやっていただくという考え方なんですけど、新しいガイドラインはそうではなくて、こういった考え方の、要は広くそれぞれの趣旨を捉えて、当事者活動は当事者活動、本当に匿名性でやって、そこで参加できる方が大勢いらっしゃるわけですね。そういったものを登録できるものにしたいわけです。

一応、その辺を今回の修正案の中では必要に応じてというような形で言い換えたりしていると思うんですね。そういったところをぜひ林委員には、自分の団体がこれに登録するには、ここが引っかかる、というところがあれば、また今日だけでなく次回に向けてでも御確認いただいて、幅広い当事者活動が登録できるものになっているかどうかを教えていただけると助かるなというふうに思っています。

最後に広報の話ですね。今まで若者の自立支援という団体で20団体というのは少し減っておるんですけども、青少年・治安対策本部は、この若者社会参加応援事業として実施していたものについては、一定程度の効果はあったと東京都としては考えておりますけれども、福祉保健局に來まして、このひきこもりという概念はぐっと広がったと考えております。

東京都もひきこもりサポートネットの相談支援の中で多くの民間団体と連携して相談支援を行っていきたいと考えておりますし、今年度、全区市町村にひきこもりの相談支援窓口ができたところでございます。

各区市町村の相談窓口においても、民間団体と連携して進めていくことが期待されていると思いますが、東京都として、こういった区市町村の取組にもお力になるといった意味で、相談支援と広い広報等の中でしっかりと周知していきたい、そのように考えてございます。

長くなりましたが、皆様の現時点での御回答とさせていただきたいと思います。部会長、よろしく願いいたします。

○中島部会長 事務局、御説明ありがとうございました。

3名の委員の皆さん、よろしかったでしょうか。多様な団体に入っていただきたいということと。それから、質をどう担保していくか、これはまたこの部会で、少しどうしたらいいかを議論していくことにさせていただきたいということだと思えます。ありがとうございました。

では続いて、委員の皆さんから意見を進めていきたいと思えます。

それでは、西委員、お願いいたします。

○西委員 今回、このガイドラインを見せていただいて、非常に意義のあるガイドラインだと思ったんですね。

一つは家族支援の部分で、私どもも何か当事者の方、そういうひきこもり状態にある当事者の方のアウトリーチをしていく中で、御家族を支援していくと、御家族は当事者の大きな支援の力になるし、逆に御家族を支援することで本人とは直接なかなかお目にかかれなくても、御家族を支援することで新しい風が吹いて、御家族の状況が変化するということが度々ございます。

なので、親御さんだったり、御家族自身の孤立解消とか、そういったものをいかに解消していくかということところが大きな力になってくるのかなということと、御家族自身も何かちょっと力動があったりするんで、そういったものを把握できればいいかなということがあります。

あと、多様性のところで今回、入っていますけれども、先ほど家族会の方からの御発言にもありましたが、なかなか全てが医療につながる必要はないかもしれないけれども、つながるところをどうしたらいいんだろうかというようなお話が委員の方からあったと思うんですけれども、それはやっぱり連携のところだと思います。

保健の分野ですね。私は保健の分野なんですけれども、保健師との連携って、保健所には必ず精神保健相談がございまして、その部分を広く知らしめて連携していくことで医療につながる必要のある方はつながることができるのかなと思いました。

御本人の同意がもちろん前提ですが、なかなか御本人が同意の意思を表明できない場合があるので、先ほど御意見の中にもありましたけれども、御家族様の了解を、家族を支援するという形から入るというのは、いいことなのかなと思いました。

多様な方がいらっしゃるんですけれども、例えば統合失調症の発病の初期の方でひきこもる方の中には、御自身の安全を担保するためにひきこもっている方がいらっしゃるので、そういったことの全般的な知識というものも、どこかで触れていければなということがございました。

あと、斎藤先生のオープンダイアログの今回、簡単な御紹介みたいなものがございましたけれども、訪問していく中で我々も行っているんですけれども、本人に会え

なくても、御家族と私どもが話して、あるいは話すことで、それを御本人が聞いていて、それがオープンダイアログの正式なやり方とは違うかもしれないんですが、そこから御家族全体が、御本人も変わっていくという経験をしておりますので、こういうオープンダイアログの御紹介があったというのも大きなことなのかなと思っております。

雑ぱくになりましたが、以上が私の意見です。保健医療からも連携していくというところの部分です。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

本当に連携の必要性を改めて確認できるということで、重要なお話をいただいたと思います。

続いて、八王子市の遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 八王子の遠藤です。よろしくお願いいたします。

この協議会、あるいはこの検討部会、私の立場としては就労支援での立場として参加させていただいているんですけども、今日改めて委員名簿を拝見したところ、自治体の者というのが私以外に今回、メンバーに入っていないようなので、市区町村としてはどういう関わりなのかなというところでも、一言お話しさせていただければと思います。

まず就労支援の立場なんですけれども、今回のプログラム策定に当たって、支援に当たっての前提として、就労を前提としないというところは、協議会のほうの論議の中を通じても明確になっているところなんですけども、ただ、就労を前提としないということイコール就労支援を行わないということでは決してないと思います。

やはり支援の入り口となる御家族の相談の時点で、当事者の方の就労を強く求められるケースが多い、かなりあります。また、支援の過程で、最終的にはやはりお仕事をしたいというニーズが出てくることもままありますので、就労支援というルートは、やっぱり一つきちんと押さえておくべきではないかなと思っています。

そのためには、プログラムの中の支援の一つとして、やはり就労というところを当事者の方が望まれたときに、どういう支援のつなぎ方をするかということも、ちょっと配慮が必要かなと思っているところがあります。

また、その前段階として、プログラム案では、社会参加への準備支援というものがありますが、例えば私どもの生活困窮の方の自立支援制度では就労準備支援という事業があります。これは家族会さんとか当事者の皆さんから、やっぱり就労という名前がついているとなかなか参加しにくい、なじみにくいという御意見を頂戴しております。私も本当にそのとおりでと思うんですけども、ただ実際の支援の内容で考えてみますと、ほとんどひきこもられている方を、地域に参加していただくためのステップ、それを行う支援、だからほとんどひきこもりの方を対象とした支援とって

もいいのではないかと思っています。

そういう中では、就労準備支援を全ての自治体が行っているわけではありませんが、そこの兼ね合い、親和性というところもひとつ考えておく。全く別なルートでそういうものをつくっていくのもちょっとロスがあるかなと思うところでもあります。

もう一つ、市の職員、市の立場から今回のプログラムを拝見したところでは、もう皆さんからの御意見として出ているところもあるんですが、市としてこのプログラムにどう関わっていけばいいのかなというのが、本当に一番素朴的な疑問です。

先行している若者支援のプログラムのほうは残念ながらちょっと私ども、なかなか関わっていないという方も、市内に登録団体さんがいらっしゃらなかったかなと思いますけれども、実際、ちょっとこのプログラムと現実的な支援として関わったということはないんですが、そういう意味から今度、年齢層が広がった中では、やはりいろんな関わりが出てくると思うんですけれども、その場合、市として、例えばこのガイドライン、あるいは登録の事業者さんとどう関わっていけばいいのかなというのが、一つ疑問といたしますか懸念としてあります。

認定の事業者さんのいろんな責務がありますけれども、例えば、地域で関係機関によるネットワークを構築する、これは本当に重要なことなんですけれども、ただ、逆に申し上げれば、もう例えば八王子でも、市内は広いので、いろんな地域で関係機関、関係団体による支援スキームというのが今できつつあります。そういうものと新たなこのガイドラインでの、もし認定事業者さんができた場合に、その辺りの兼ね合いというのがどうなっていくのかなというのが、ちょっと懸念としてあります。

現実的にプログラムといいますか、ガイドラインの中で、市区町村の立場というのが、市区町村に周知するというレベルだと思うんですけれども、でも現実的には、もっともっと市区町村がやる気にならないと、やはりこういう支援というものの実効性がなかなか上がらないのではないかなと思っています。都内の市区町村、かなりそういう意味ではばらつきがあると思います。

ただ、そういうところももっとレベルアップをしていかないと、本当に今地域の方がいろいろ頑張っている、そこに邪魔をするというのもおかしい言い方ですけども、そういう方々と一緒にやっていけるようなスキーム、その中にこういう新たな認定団体さんが入っていただいて、一緒に進められるような方向ができないものか、そういう考え方が、少しガイドラインの中でも取り入れられないかなというところなどは、ちょっと感じているところです。

そういう意味では、事務局の方に市区町村に対してこれからどう働きかけていくか、どう実効性を上げていくか、市区町村からこのガイドラインにどうコミットしていくかというところを、ぜひ実効ある御検討をいただければと思います。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

東京都、それから八王子市、それぞれの立場から現場でまさに相談に当たっている御意見ということでいただいて、特に今の遠藤委員からはガイドラインが団体とどういう関係性にあるのか、あるいは市区町村行政がこのガイドラインとどういう関係性を持つのかというようなこともございましたので、このお二人の委員の御意見を受けて、事務局から何か補足説明がありましたらお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 どうもありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思います。

遠藤委員の市区町村の意見は非常にありがたい御意見でございます。まさにそのところを非常に重要だと考えておりまして、八王子市さんの場合には、本当に社協さんと連携しながら地域資源の開拓とともに民間の団体等も含めて、きちんとつくられている団体だというふうに捉えておりますし、区部の自治体、ほかの市部の自治体も区内、市内の民間団体ときちんと連携できている自治体というのは、実はそれほど多くなくて、どうしても行政主導でやってしまいがちなところがあります。

そこで、やはり遠藤委員がおっしゃったように、区域内の関係団体を把握して、そのひきこもりの支援について考える。特に地域家族会ですとか、当事者の自主的な活動というのを、この区市町村のプラットフォーム、連携のネットワークに入れるということは、何より重要なことだと考えています。

そういった中で、このガイドラインを、これからそういった地域資源の開拓をされる自治体には、やはり同様に使っていただいて、参考にしながら、こういった団体を区市としてもパートナーとしてやっていくというように活用いただいたり、それから、東京都のひきこもりサポートネットも、今、区市町村の相談窓口との連携を非常に大事にしたいと思っております。

ですので、これからこういった民間団体との連携を考える上で、区市町村と連携して活動している団体というのも、これは当然、相談支援の中で、非常に重要な情報であります。区市町村の相談支援、東京都ひきこもりサポートネットの相談支援の中で、やはり共通して、こういった社会資源を把握して、一緒に歩いていく。またそれから、本当に1,000人いれば1,000人の支援があるわけですから、様々な社会資源を把握することは、相談窓口にとって非常に重要なことだと考えておりますので、この区市町村という切り口を少し、何かしらこのガイドラインの中にも入れられないかというところは、ちょっと考えさせていただきたいと思っておりますし、もちろん事業実施に当たって、区市町村の皆様との連携というのは非常に重要だと考えてございます。

また、保健分野での連携、それから就労支援での分野での連携、今までも若者の行政の中で、若者の会議体の中で労働の関係ですとか、保健の関係の連携というのはあったところですが、より広く、これから区市町村でひきこもりの連携ネットワークをつくっていく上で、この保健の連携と就労支援の連携というのは、非常に重要な切り口でございますので、そういった意味で、現行の社会体験活動というところを広く

捉えながら、そういった活動をされる民間団体と、それから遠藤委員がおっしゃったような就労準備支援との連携というところも非常に重要なテーマだと思ってございます。

以上です。ありがとうございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

都内では全市区町村にひきこもりの相談窓口ができたということですので、本当にサポートネットと連携しながらしていくということが重要なことだと思いますし、また、保健や就労支援という、まさに出口のメニューとして、あるいは支援のメニューとして、多様であるということの話だと思いますので、出口が固定化しないようなことという御説明だったんじゃないかなと思います。

それでは続きまして、河野委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○河野委員 河野です。よろしくお願いいたします。

この若者社会参加応援事業ですが、結構長く関わりを持たせていただいています。この事業ができる前段のモデル事業が当初3団体で、関わりを持たせていただいて、始めた当初というのは、ひきこもり支援をやっている支援機関というのが本当に少なかったです。ですから、東京都といろいろお話ししながら、こういうことが必要なのではないかというのを出し合いながら前段の取組というのが少しずつ固まってきたという背景がありました。

時代も大分変わってきてまして、8050の問題もそうですが、年齢の幅が広がったりすること自体は自然の流れだと思いますし、必要な課題だと思っています。

ただ、当初の若者社会参加応援事業の企画をしていったりとか、いろいろ提案していった団体さんというのは、不登校の支援であったり、ひきこもりの支援、比較的若い年齢層を対応している団体さんが多かったという実情があります。

今、20団体になって、大分多様にはなってきましたけれども、原則若者支援というような枠組みで支援をしているところが多かったのかなと見ています。

ですから、今回、対応年齢の幅が広がって、既存の団体さんが全年齢に対応できるということは難しいのかなとも思っています。すべてに対応できない、何でも支援できるということはありません。今までの事務局の説明であったりとか、委員の皆さんのお話からもありましたけれども、いろんな団体さんが入って、いろんなタイプの当事者の方がいらっしゃったり、御家族がいたりそういった方々が、今必要としている支援に、なるべくミスマッチなくぴたっとはまっていけるような、体制づくりができていくということが重要なことと思っています。

そういう意味では民間団体だけではなくて、官民間問わず得意分野を持った団体さんが集まって、柔軟な支援ができる体制、これのベースになるようなガイドラインになっていけばいいのかなと思っています。

あとは、近々の課題としましては、各市区町村に相談窓口が出来上がってきて、先

ほどのようなお話でもまだまだ区市町村により差があるんだと思うんですけども、私どものほうにも視察に来られたりとか、意見を求められるようなことがあります。

ただ、ぱっと「こういう委託を考えているんだけどやれますか」みたいにお話をいただいても、どこの支援団体もマンパワーには限りがありますし、余力を持ってやっているところはないんですよ。それで適当に引き受けてしまえばかなり無責任な仕事になってしまう。

今後は、福祉人材も含めて、人材の獲得は非常に難しい状況です。あと育成するといってもすぐに育成できるものではないので、各自治体さんが支援を展開するといっても、まとまったものにしていくというのは難しい現状があります。

そうなってくればどういうことが必要なのかなと言えば、うまく民間団体であったりとか、それは家族会さんも当事者団体さんもそうなんですけど、協働していくところの方が重要になってくるかなと考えます。ただ、自治体さんはそう簡単に、民間団体さんとコラボしていけるかという、結構ハードルが高いところがあると思います。安心してつながれる先としての支援団体、そういったものの指標になるべきガイドラインであって、そこに登録される団体になっていく必要があるかなと思っています。

東京といっても広いので、いろんなタイプの方々がうまくつながるとなれば、広域の支援が先ほどから言っているように必要ですし、本当にミスマッチがない形でつながれるというような、それをアウトソーシングしていくような流れが、必要になってくるんじゃないかなと考えています。

それには、以前の協議会でもお話しさせていただきましたけど、一定のモラルを持っている団体というのが重要な部分になってくるかなと思うので、そういう視点も入れ込みながら少しガイドラインをつくり込んでいくべきかなと思っています。

また細かいところの支援のありようであったりとか、位置づけであったりとか、そういったものは各々の立場によって考え方というのは違うと思うので、柔軟に対応できるように形のできるよう、すり合わせをこの協議会でできれば良いと思っています。以上になります。

○中島部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、青少年健康センターの井利委員、お願いいたします。

○井利委員 青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。よろしく願いいたします。

私たちは、若者社会参加応援事業の登録団体として長らく活動を続けておりまして、その中で4区から委託を受けながらやってきておりまして、そういった現場でずっとやってきたことから、今回のどういうふうにするかというお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、このガイドラインについてはやはり非常に大きく変わったなという印象があ

りまして、それはすごくよかったなと思います。当事者本位の視点になったというところがありまして、就労・就学は目的とせずというところは、まず非常に大きいかなど。現場でも、こういうガイドラインがあることによって、かなりやりやすくなるかなという視点でちょっと見させていただいているんですけども。

資料5-2のページをめくりながら少しお話しできればと思うんですけども、2ページ目、必ずしも就労・就学を前提としない支援の必要性というところで、これが当事者本位の視点を徹底するというところになったというところで、この中に先ほどお話がありましたが、「基本的人権」といったワードを含めていくといいのかなと思います。やっぱり当事者視点であると同時に、当事者にとっての最大の利益を目指すといったことが非常に大事かなと思います。

それから3ページ目ですね。「本支援ガイドラインの位置付け」の「支援にあたっては」というところなんですけれども、正直言いまして最初のほうの非常に支援対象は若者に限定せず大きく広がったというところで、これはもう時代の流れというか当然の姿なんだろうと思うんですが、こうした中で支援の目標を自立支援ではなく、当事者や御家族の尊厳と自己肯定感の回復とするというのは非常に重要だとは思いますが、ぱっとこれを見たときに、現場としては「もっと現実的に困ってるんだよな」ということをやはり強く思いました。実際の生活困窮とか、それから、そういったことも含めまして、尊厳と自己肯定感は基本的なところなんですけど、もっとこう現実的に困っているところを市区町村とどうやって連携をしながらやっていくのかというところは大きな問題かなと思っております。

そういう意味で、3ページ目なんですけれども、3ページ目の下の段ですね。「自己決定の最大限の尊重、健全な生活の保持」と書いてありますけれども、私たちが支援をやっていて、やはりなかなか自己決定が難しい方がいらっしゃるというのは現実にあるかなと思っていて、むしろ当事者のニーズを掘り起こすとか、それからニーズを育てるといったような視点が必要で、何が必要で、何をどうすればいいのかが分からない当事者の方がやはりいらっしゃるって、そこら辺のニーズをどうやって私たちが掘り起こして、そして一緒に育てていけるというか、一緒に育つということができるとかなという視点が大事かなとも思います。

それから、4ページ目の先ほどからいろいろ出ております様々な関係機関との連携に関してなんですけれども、やっぱり連携とか、それから協働ですね。市区町村との協働といったところの概念がいまひとつ、じゃあ何が連携で何が協働なのかというところがちょっとはつきりしてこないなというところがありまして、連携とって本人の問題をみんなで囲い込むようなことになってはいけないという意味で、本人を中心に、本人のネットワークを広げると言っていけるといいのかなと思います。

それから、もう一つ連携という意味では医療機関連携といったことが非常に大きな問題なんですけれども、ここが実はすごく難しいかなと思っていて、医療機関自体の

情報がまずないですね。それを探すところから始めなければならず、そして連携をするときに、じゃあ、どうやって医療機関につなげばいいのかというのも、それも当事者もそうですし、私たちもなかなか難しいところがあります。

5 ページ目の広域連携の視点、これも非常に大切なと思っております。やはり、ここにも書いてありますけれども、自分の住んでる地域では相談しづらいという方、特に高齢者の方は非常に世間体とか、それから地域の目を気にしますので、難しいかなと思っております。

私たちのほうでは文京区、台東区、千代田区で今度3区広域連携を行い始めましたが、なかなかこれが進むためには、やっぱりその辺も広域で連携をやるところのよさといったものを明記していただけるとありがたいかなと思います。

それから、家族に対する支援、これはもう本当に大事で、ずっと言っておりますけれども、ここのところは非常に重要な点かと思いますが、家族への負担が非常に大きくなっているというのが前回の協議会でもお話が出たと思うんですが、家族の負担をどのように少なくしていくかということが重要なと思っております。

あとは支援の「目標」という言葉を「目的」としたことはすごくよかったかなということと、それから「効果検証」を削除されたということですね。行政の方とやっていく中で、やはり年数とか、何年かかったとか、何人どこに行ったとか、そういった人数を問題にされる場合の説明に非常に苦慮してきました。かなり地域の方も行政の方も分かってくださってきてはいるんですが、非常に苦慮してきたなという思いがあります。

あと先ほど言われましたように、茗荷谷クラブはいろんな地域の方が来ているんですが、やはり地域差がかなりあるかなと思います。このガイドラインが先ほど話にも出てましたように、ガイドラインにまず登録するということの基準とか、そういったところ。それから多くのいろんな団体が入ってほしいというのももちろんあるんですが、その団体がいろいろやってく中で、やはり市区町村との連携をしやすいようなガイドラインといったものがあるといいかなと思います。

あと細かいところがいろいろ今後出てくると思いますが、もう一つ先ほど、出口支援のお話がありましたけれども、入口支援の充実とともにやはり出口支援というのが非常に大事なと思っておりますので、19 ページに社会参加支援というところがあるんですが、「当該支援団体が単独で行う活動だけではなく、可能な限りほかの支援団体や商店街、自治会などの地域社会と連携して社会体験活動を実施する」という中で、中間的就労とか、それからソーシャルファームといったところのつながりといったことも必要になってくると思っておりますので、そういった文言もあってもいいのかなと思しました。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○中島部会長 具体的に御指摘いただいてありがとうございました。

それでは、最後になります教育庁の小野島委員、よろしく願いいたします。

○小野島委員 教育庁生涯学習課でユースソーシャルワーカーをしております小野島です。

日頃、都立高校のスクールソーシャルワーカーとして学校を訪問しているのですが、基本的に不登校ですとか、中退の未然防止、それから社会的、職業的自立の教育をしているということと、もう一つは既に不登校を経験した生徒さんが多い学校が今、抽出されておりますので、そういう学校を対象に訪問しているところでございます。

小中学校で長期的な不登校だった生徒さんが高校というフィールドが変わったことでもって、新しいフィールドで解消され、本当に奇跡的にまた学校に来られるようになったというケースを何ケースも見えておりまして、その成功体験を今、丁寧に聞いて回っているところです。

生徒さんに言わせるときっかけがあるのだよ。理由があるのだ、それぞれなのだけれども絶対にまたタイミングがある。それよりも、例えば家族の方がいろいろ言うからエネルギーがなくなっちゃうのだよね、なんていう声も聞いています。

一概にそういうお話だけではないのですけれども、アセスメントの重要性というものを日々感じているところです。違った方向の支援を展開している、働きかけをしたりですとか、あるいは見守るということだけでもって、長期化につながってしまうという例もあるかなと思っています。

何が適切な支援なのか、あるいは不適切なのかということを考える上で、そこに立ち戻ってみて、今回のガイドラインは大きな意味を持つものと認識しているところです。

ただ、今回、皆様の御意見を聞きながら改めて思ったのですが、中高年を含めた全年齢の当事者や家族を対象としたのは本当に素晴らしいことで、ほっとするという言い方はおかしいですけど、ほっとするところがあるのですけれども、さらにはそのゴール、間口が広がって、それもいろんな意味でそれなりの支援の展開というものができるのだらうなと思うのですけれども、もしかしたら長期ひきこもりになるかもしれない、間口に立った若者にとって、それが同じテンポでいいのかというところがちょっと、私としてまだちょっと分からないので、今後の課題としていきたいと思っています。

それから、相談窓口のところで電子メールですとか、SNS、オンライン等が広がったということが書いてありますけれども、若い方たちは私が想像するよりもはるかに、電話相談よりもメールやSNS、オンラインというところのなじみが早いというところは分かるのですけれども、確かに入口というところも大切だと思うのですけれども、うっかりするとそれが命取りになり、かえって傷つくということも多々あるかなと思いますので、今後ルールづくりみたいなものも必要になってくるのかなと感じ

ました。

また、もう一つは今回のガイドラインなのですけれども、支援団体ですとか、当事者、家族の方たちというところも大事かなと思っているのですが、当事者というところでどうなのでしょう。私、ちょっと読んでいて大変難しいところもあると思っています。もう少しシンプルにという言い方をしたら今度は人権を尊重するゆえに文言が多くなってしまうという側面もあるのかもしれないのですけれども、分かりやすく、ある程度誰が見ても分かるような、それでいて、そこに立ち戻れるようなガイドラインが必要なかなと改めて思った次第です。

感想のような形になってしまいましたが、私は今後は若者の視点でもって、この会に参加させていただければと思っているところです。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

確かに電子メールですとか、SNSとか、そういった相談が非常に若者にとって重要な入口にはなっているのですが、それだけでは課題があるという点はいろんなところで指摘されています。例えば自殺防止など、厚労省のガイドラインでも指摘しているところですので、そういったところは気をつけていかなければならないところだろうと思っています。重要な御指摘ありがとうございました。

今、一通り委員の皆様から御意見いただきましたが、事務局のほうから何か補足説明はございますでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

河野委員、井利委員、それぞれ現行の若者社会参加応援事業という中で、長年支えていただき本当にありがとうございます。

我々やはり見直すといっても、先ほども申しあげましたけれども、現行の若者社会参加応援事業を否定しようという考えは全くありませんで、その中でやはり必要な部分はきちんと残しつつ、井利委員のお話の中で最後のソーシャルファームとか、中間的就労の文言の追加もございます。はっとさせられましたけれども、今新しく時代が変わった中で現行の社会参加応援事業の実施団体の中でも、ここはもう古くなってるといったところがあれば教えていただくと非常に気づきになるなと思った次第です。

また、やはり今本当に茗荷谷クラブも青少年自立援助センターも自治体に非常に頼りされている団体でございまして、本当にマンパワーというところ、その中の人材育成というのは本当に抜けてはいけない視点なんですよ。

そういった中で、多様なそういった非常に力のある法人もありますし、また本当に自主的な一時的な集まりも含めて多様なものがあったり、そういういろいろな資源が受容できるガイドラインとして東京都としてもつくりつつ、結局ガイドラインもそんなのですけれども、このガイドラインを活用する方向ですよ。結局はそこに登録していただいた団体といかにつながりを深めて、井利委員のお話にもあった連携といっ

でもいろんな在り方があるよという、それも本当にそのとおりでして、じゃあ、その会議体をつくって、その中にとっても、会議体をつくってその中に入るということでも大きな一歩ではあるのですけれども、その中でどのように実際につながっていくかというところを考えていけるといいなと思いました。

どこまでガイドラインの中に反映できるかというところはなかなか難しい点もあるかとは思いますが、非常に今後の運営も含めて非常にありがたい視点でした。

それから、小野島委員の意見ですね。まさに若者、特に教育現場と福祉の相談窓口との連携という中での、この民間支援団体というところも、まだまだこれから伸ばしていかなきゃいけない、各区市町村の中での教育分野と福祉分野の連携というところにもつながってくるかもしれませんが、そんな中で不登校に悩む高校生であったり、高校卒業後の方たちがどのような形で民間団体とつながっていくかというところはやっぱり非常に重要なところでして、今、社会参加応援事業の20団体の中にはフリースクールもやっている団体も多くあります。

そういったところをうまく区市町村にできる窓口もそうですし、当方のひきこもりサポートネットも、そこをおろそかにすることなく受け止めて、また次につないでいく。そのようなことに生かしていきたいと思っております。

いずれにしてもより広く、またより今日的な課題に対応する形のよりよいガイドラインにすべく、またこの後も御意見を賜りたいなと思っておりますのでございます。

少し長くなりましたが以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

皆様から貴重な御意見をいただきました。私からも少し短くコメントしたいと思います。

今回のガイドラインは本当に御本人と御家族を本位に、その立場に立ったガイドラインづくりというところが重要なポイントなのかなと思っております。そういったものにぜひ、していきたいという思いで見ているところでございます。そういった方向性は今日御意見をいただいて皆様一致しているところかなと思っております。

一方で、このガイドラインが様々な団体の方に広く入っていただいて、活用していただく。あるいは市区町村行政、あるいはその専門の窓口がこのガイドラインに基づいて一緒に連携していくとなったときにその活用、使い勝手はどうかというところの視点、ここは改めて皆様方の御意見もいただきましたので、また改めて一緒に議論をしていけたらいいかなと思っております。

また、先ほどは、当事者や御家族の尊厳や自己肯定感の回復等を目標とすることはいいんだけれども、もう少し現場は深刻じゃないかというような御意見もありました。当事者や御家族の尊厳や自己肯定感の回復を重要なガイドラインの目的としつつ、このような御意見もしっかりと我々は踏まえて、取り組んでいかなければいけないと思っております。

もう一つは連携、協働という言葉が皆様からよく出てきた言葉、キーワードだったかと思います。保健や就労や教育、福祉の窓口も当然ですが、その連携、協働の在り方もしっかりと議論していくテーマとしていただいたのかなと思っています。

基本的には方向性は皆様、賛成というような方向性をいただいたのかなと部会長としては思っておりますので、少しほっとしているところでもございます。ただ、これからまたいろいろな視点、御意見をいただけるかと思っています。今日は事務局からも丁寧に御説明いただきましたので、皆様の御意見と事務局からの御説明とを突き合わせて整理しながら進めていけたらいいのかなと思ったところです。

簡単ですが私からの感想とコメントということで話をさせていただきました。やはり市区町村との連携とガイドラインの活用が重要ですね。そして、気をつけないといけないのは斎藤委員が御指摘いただいた、これから調査などいろいろな実践が増えていく中で、研究倫理の問題は、やはり我々は気をつけていかないといけないところと言いますか、改めてしっかり考えていかないといけないところだろうと思いました。ありがとうございました。

皆様から全体を聞いて、これだけは指摘しておきたい点とかございますでしょうか。皆様から御意見いただきましたけれども、よろしかったでしょうか。

(なし)

○中島部会長 ありがとうございます。

それでは事務局から連絡事項ございますか。

○小澤生活支援担当課長 事務局から連絡事項でございます。

本日、長時間にわたりまして御出席ありがとうございます。

資料6のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらでございますとおり今回、新しいガイドラインの考え方について共有をいたしまして、一通り御意見を賜ったところでございます。

次回、このガイドラインの活用方法とか、先ほどもありましたようにどのように質を担保するかとか、ガイドラインの改定にかかわらず、またお考えをいただきながら次回、しっかり議論をしたいと思っております。ということで、12月頃にまた日程調整を行いまして、第2回の検討部会を行いたいと思います。

そして、年を明けまして2月以降、第2回の親会、支援協議会のほうを開催いたしまして、こちらで報告をということになりまして、新年度の令和5年後には新しいガイドラインに基づきます東京都としても事業を実施したいと、そのようにスケジュールは考えています。次回のプログラム、検討部会につきまして、先ほども申し上げたとおり、改めて日程調整をさせていただきますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

予定をしていた内容は以上ですが、皆様からよろしかったでしょうか。

それでは以上をもちまして、閉会とさせていただきたいと思います。本日は、長時間ありがとうございました。

どうもお疲れさまでした。

(午後 7 時 4 8 分 開会)